

陳 情 回 答 綴

(陳情第 17 号～第 36 号)

令和 6 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 17号	行政にかかる諸問題について.....	1
陳情第 18号	行政にかかる諸問題について.....	25
陳情第 19号	国民健康保険について.....	31
陳情第 20号	行政にかかる諸問題について.....	33
陳情第 21号	子ども相談所について.....	47
陳情第 22号	障害者施策の充実について.....	51
陳情第 23号	障害者施策の充実について.....	53
陳情第 24号	こころの健康センターについて.....	55
陳情第 25号	歯科健診について.....	57
陳情第 26号	市立老人福祉センターの入浴施設について.....	59
陳情第 27号	新型コロナウイルスワクチンについて.....	61
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について.....	63
陳情第 29号	堺環濠都市北部地区について.....	67
陳情第 30号	公共交通について.....	69
陳情第 31号	公園の水道施設について.....	71
陳情第 32号	行政にかかる諸問題について.....	73
陳情第 33号	支援学校について.....	75
陳情第 34号	支援学校について.....	77
陳情第 35号	市立小中学校の校区について.....	79
陳情第 36号	放課後施策について.....	81

番 号	陳情第 1 7 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	6 月 1 2 日
(審査結果) 第 5 項 広報さかいに掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否一覧を見やすく表形式で掲載するなど、内容の充実に努めています。 ご要望の「議会だより」の発行については、多くの紙資源と多額の経費を要するなどの課題もあり、現在のところ行っていません。これらの現状により、広報さかいに「議会の動き」を掲載しているものです。 なお、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、議案や審議等の詳細については、堺市議会ホームページで議案書や会議録及びインターネット議会中継をご覧いただけるようにしており、「議会のうごき」の紙面ページにも二次元コードを掲載して当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、情報発信の充実に努めています。 今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通して、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めていきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（政策企画部）（建築都市局都心未来創造部）（文化観光局観光部観光企画課） 2025 年大阪・関西万博の開催は、経済、文化、社会等多方面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。本市でもこの万博開催効果を最大限に活かせるよう、様々な取組を進めます。 大浜北町市有地活用事業の賃料については、事業者と協議し、新型コロナウイルス感染症の影響により履行延期していた令和 3 年 5 月分から令和 5 年 3 月分までの賃料を 2 年間で返済する納付計画に基づき返済されています。引き続き納付計画どおりの返済を求めます。令和 5 年 4 月分以降の土地賃付料については、契約どおり納付されています。 また、本市では伝統産業等をはじめ堺の持つ類いまれな歴史を発信することで、国内外からの来訪者を堺に誘客し、観光や宿泊等を通じて地域経済の活性化に繋げる取組を進めています。 今後とも、社会経済情勢を注視し、市民の皆様の暮らしを守る取組の推進に努めます。 第 7 項（広報戦略部広報課） 堺市ホームページは「市政の総合情報プラットフォーム」として、令和 4 年 1 月にリニューアルし、PR 力のあるページとなるよう、トップページの上部に PR エリアを設置しました。また、閲覧しやすくなるよう、ページ内の情報量を簡素化するなど伝えたい情報を的確に届けられるように工夫するほか、操作性の点からも情報を探しやすくなるよう、サイト構成を整理しています。 なお、「堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金」や「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせを堺市ホームページのトップページにある「重要なお知らせ」欄へ掲載してきました。 今後もこのような市民の皆様の暮らしを守るセーフティネットに関する重要な情報について、広く周知する必要がある場合は「重要なお知らせ」欄に掲載するなど閲覧しやすいホームページの運営に努めます。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（選挙管理委員会事務局） 選挙公報が有権者へ 1 日でも早く届くよう取り組みます。また、郵便投票の対象者を現行の「要介護 5」から「要介護 4」及び「要介護 3」全体に拡大するよう、今後も指定都市選挙管理委員会連合会を通じて、法改正の要望を継続します。 投票所のバリアフリー化については、臨時的にスロープを設置する等により段差解消を図っております。さらに、点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを投票所に設置し、高齢者や障害者を含むすべての人が、投票しやすい環境の整備を推進しております。 加えて、施設等入所の高齢者や障害のある方々については、不在者投票指定施設であれば、施設等での不在者投票制度があり、障害のある方で一定の要件を満たす方には、郵便等による不在者投票の制度があります。また、病院や介護保険施設が新設された場合には、不在者投票施設の指定を受けるよう要望し、投票しやすい環境の整備に取り組んでいます。 若い世代への選挙啓発として、平常時より高校等への出前授業の実施や生徒会選挙、模擬投票などで使用する投票箱等の選挙機材の貸し出しを行っております。また選挙期間中においては、L I N E など S N S を活用して、投票参加意識の向上に取り組み、投票率が向上できるよう実施しております。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（防災課）			
堺市地域防災計画において、南海トラフ巨大地震が発生した際の堺市内における想定避難者数は約 7 万 4 千人、上町断層帯地震が発生した際の堺市内における想定避難者数は約 1 3 万 9 千人となっています。また、同計画の資料編には指定避難所となっている市立学校園や府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設等、全 1 6 2 箇所での収容可能人数を示しており、全避難所で約 1 6 万人が収容可能です。 本市では、上町断層帯地震が発生した際の想定避難者数の 1 日分（3 食分）の食料、高齢者用食、乳児用ミルクを指定避難所の備蓄倉庫や各区役所等に分散して備蓄しているほか、段ボールベッドやパーテーションについても備蓄しています。また、災害用トイレに関しては、小学校にマンホールトイレを配備するほか、仮設トイレや携帯トイレ等と合わせて 5 0 人/基となるように備蓄を進めています。さらに国や府からのプッシュ型支援のほか本市が物流業者等と締結している協定に基づき、支援物資を要請し、迅速に各避難所に届けることができるよう体制を整えています。令和 6 年能登半島地震を受け、今後公表される国や関係機関の検証結果に加え、輪島市の避難所支援を通して捉えた避難者ニーズを踏まえ、本市の避難所環境に必要な改善に向けて取り組みます。 避難所運営に関しては、堺市避難所運営マニュアル（ひな形）の中で「男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方」を記載しており、避難所運営の主体となる自治会等が男女共同参画の視点に立ち、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえた避難所運営を行うため、自主的な運営組織の役員に男女両方が参画することとしています。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）			
水賀池公園整備事業は深井駅周辺地域の活性化の第一歩として、駅に近接した水賀池公園に商業施設と公園が一体となった中区の新たなシンボルとなる施設を整備することにより、多様な世代の方が集い交流する賑いの拠点を整備するものです。 公園につきましては、地域の皆様に親しまれているサクラとツツジの景観を継承するため、池の堤を活かし公園を周遊できる散策路を整備します。また、地域のイベントなど様々なイベントに活用できる芝生広場と多目的広場の整備と併せ、親水施設やカフェ、スポーツ施設、大型複合遊具を整備し、多様な世代の方に憩い楽しんでいただきたいと思います。 公園整備に伴い、池を埋め立てて造成を行いますが、水賀池公園近隣には複数のため池があり、周辺を含めた生物の生息環境は保たれると考えています。 今後は、令和 9 年度の施設完成に向け、今回いただきました様々なご意見も参考にさせていただき、地域住民の皆様への説明会等を開催しますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。			
第 1 1 項（市民生活部生涯学習課）（建築都市局交通部公共交通担当）			
公民館は、社会教育法第 2 0 条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。ご利用にあたってはお住まいの地域から遠く、ご不便をおかけする場合もございますが、今後も市民の皆様にとって、身近で利用しやすい公民館となるよう施設運営を行いますので、ご理解をお願いします。 また、本市では、民間事業者による鉄軌道や路線バスに加えて、鉄道駅やバス停などから離れた地域にお住まいの方の日常生活に必要な移動手段を確保するため、こうした地域と最寄りの鉄道駅等を結ぶルートを設定して堺市乗合タクシーを運行しています。 堺市乗合タクシーの周知については、市ホームページへの掲載や各区役所市政情報コーナーなどでのパンフレットの配布などを行っており、引き続き周知します。 公共交通については、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、路線を設定することは困難であり、既存路線を乗り継ぐなどにより目的地までアクセスしていただきますようお願いいたします。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）			
生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な問題だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。生理用品の配布をきっかけに、困難な問題を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、ダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。 また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点も踏まえ、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民向けの講座など生命と性を尊重する啓発を行っています。 学校において、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としていますが、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断した場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。 なお、学校における性教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説、またそれらに基づいた教科書を用いて、指導しており、学校内で性に関する指導を行う場合は、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意をして実施しています。 加えて、本市教育委員会では、各小・中学校に助産師等の専門家を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、「他人が勝手に触れてはいけないプライベートゾーン」「カップル間で起こる暴力・デートDVの危険性」「SNSで人と出会うことのリスク」等を内容とする性の問題行動に対応するための講習会を開催しています。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課） 男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。 男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設と連携することで、女性だけでなくすべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。 区役所の会議室については、本市の事務事業又は関連する会議等を行うことに利用しており、個々の利用には供しておりませんので、ご理解のほどお願いします。 また、「区民プラザ」・「区民活動支援コーナー」を開設している区もあります。これらの施設には、打ち合わせなどに利用できるミーティングスペースを備えており、市民活動の場としてご利用いただくことができます。ご利用にあたっては各施設にお問い合わせいただくようお願いします。 第 1 4 項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部・ピースメッセンジャーの紹介、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。 また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。 学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、子どもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 外交、防衛などの施策は、その役割を担う国の判断により実施されています。一方で憲法第 9 条の解釈についても様々な議論がある中、本市としましては、前文において「基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところ」と規定する「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の理念を深く認識し、「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨も踏まえ、今後も平和な社会の実現に向けた取組を進めます。 第 1 6 項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、施策に取り組んでいます。 「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（長寿社会部医療年金課） 子ども医療費の一部自己負担額については、平成 1 6 年 1 1 月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1 医療機関当たり月 2 日を限度に各日 5 0 0 円までの負担をいただいています。 子ども医療費助成は、受診控えを抑制するといった意見がある一方、自己負担の無償化は過剰受診への誘因になるという意見などもあり、様々な見解があります。また、全国知事会や全国市長会が、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設を国に求めています。 本市としては引き続き、子ども医療費助成制度に対する国や府の動向を注視します。			
第 1 8 項（長寿社会部国民健康保険課） 国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。 滞納処分の執行にあたっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。 また、特別な事情がなく、保険料の滞納が長期に渡る場合は、法令に基づき、通常の保険証に代えて資格証明書及び短期被保険者証を交付しています。ただし交付に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。			
第 1 9 項（長寿社会部長寿支援課） 高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 0 項（長寿社会部介護保険課） 本市では、介護保険料の負担軽減のため、第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 ～ 8 年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直しなど、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。 また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。 なお、国に対しては、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げを要望しています。			
第 2 1 項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課） 本市の高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の処遇改善については、国制度において実施されており、ホームページで情報提供を行い、本市も応分の費用負担をしています。また、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。 保育施設、児童養護施設等の施設職員等の処遇改善についても、国制度において実施されており、会議等での制度説明や、各施設への通知の送付等により制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（生活福祉部地域共生推進課、長寿社会部介護保険課、介護事業者課、国民健康保険課、医療年金課） 在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設等の整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき進めています。 また、介護保険の利用料については、その負担があまり高額とならないように自己負担の上限を設けており、限度額を超えた分は高額介護サービス費として給付しています。 国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、所得に応じた定率負担及び自己負担限度額が定められており、1 か月の医療費が高額になった場合は、申請により月額の自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給します。 また、国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険と介護保険の両保険に自己負担がある世帯について、1 年間（毎年 8 月から翌年 7 月末まで）の自己負担額の合算額が法定の額を超える場合は、申請により年額の自己負担限度額を超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給し、負担軽減を図っています。 なお、高齢の単身女性を含む生活困窮者に対して、本市では、平成 2 7 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、相談支援や就労支援、家計改善支援など、生活困窮状態からの脱却を図るための支援を行っています。 第 2 3 項（長寿社会部長寿支援課） 平和塔及び礼拝堂が建てられた背景や設置時期についての説明掲示板は、堺市遺族会により大仙公園平和塔前広場の北側に設置されています。なお、堺市遺族会の解散後は本市が管理を行っています。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 4 項（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1 歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目なども設定しており、安心して子どもを預けられるような保育環境を整える取組みを可能としています。 令和 5 年度当初予算の重点施策では、子育て世代の流入・定住促進を掲げており、保育関係の予算としては、所得制限のない第 2 子以降の保育料の無償化の実施、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化などの拡充を行い、令和 6 年度も継続して計上しています。 また、令和 6 年度当初予算では安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭等の支援拡充に係る経費を計上しています。 今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組めます。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 5 項（観光部観光企画課） ガス気球事業におけるヘリウムガス漏出事案については、気球運行事業者であるアドバンス(株)より調査結果が報告されましたので、令和 6 年 2 月 1 日に公表しました。 本事業は世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の価値や魅力を幅広く来訪者や市民に伝達するための取組として推進しています。引き続き安全性の確保を最優先に事業を進めます。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 6 項（交通部公共交通担当、交通政策担当）（健康福祉局障害福祉部障害支援課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課） 本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切等の更新などに対する支援、及び 6 5 歳以上の堺市民の方がバスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できるおでかけ応援制度の実施など公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に事業者と取り組んでいます。 公共交通は市民などの多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。 また、本市では、重度障害者（児）の社会参加と福祉の増進を図るため、重度障害者が日常生活を営む上でタクシーの利用が必要な場合にその料金の一部を助成しているほか、2 歳以下の多胎児を養育する家庭のタクシー利用料金の一部助成による外出支援を実施しています。 いただいたご意見は庁内関係部局と共有し、すべての方の外出促進に向けた取組を推進します。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 7 項（都心未来創造部 S M I プロジェクト推進担当）			
S M I プロジェクトは、ウォークブルで居心地が良い魅力的な都市空間やバリアフリーな都市空間の実現、生活利便性や回遊性の向上、公共交通の利用促進と脱炭素化、東西交通問題の改善をめざし、堺駅・堺東駅を結ぶ S M I 都心ラインをはじめ、次世代モビリティ、様々な情報やサービスを包括的に提供する C a a S、都心部と美原を直通急行バスで結ぶ S M I 美原ラインの導入に取り組むものです。 S M I 美原ラインは、今年度、実装を踏まえた運行上の課題や需要喚起策の有効性を把握することなどを目的に試行運行し、過年度の実証実験の結果も踏まえ、検討を進めます。 S M I 都心ラインは、自動運転等の新技術を活用・導入した車両と待合環境の向上に加え、ベンチやテーブル等のパークレット機能や次世代モビリティ結節機能、デジタルサイネージによる情報発信機能も有した乗降場所を一体的に整備することで、公共交通の快適性や利便性の向上、事故リスクの低減により、高齢者や障害者、ベビーカー利用の子育て世代を含めたすべての人が移動しやすいバリアフリー環境の実現をめざします。 また国では、自動運転が地域公共交通の維持・改善、交通事故の削減、ドライバー不足への対応など社会課題の解決につながることから、その実現に向けて取組が進められています。S M I 都心ラインの取組で得られた知見やノウハウを他の路線にも活かすことで地域公共交通の維持・確保にも寄与すると考えています。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 8 項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課） 自転車通行空間の整備については、国が示す「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 2 8 年 7 月）」を参考に、「自動車の速度が高い道路」では自転車と自動車を構造的に分離した「自転車道」、「自動車の速度が低く、自動車交通量が少ない道路」では自転車と自動車が混在する「車道混在」、「それ以外の道路」では自転車と自動車を視覚的に分離した「自転車専用通行帯」のいずれかの整備形態（完成形態）を選定しています。ただし、道路や交通の状況等を勘案し、暫定形態（完成形態が自転車道の場合は自転車専用通行帯又は車道混在、完成形態が自転車専用通行帯の場合は車道混在）により整備する場合があります。 本市では引き続き、令和 5 年 3 月に策定した「堺市自転車活用推進計画」に基づき、自転車利用者の利便性に加え、自転車及び歩行者の安全性・快適性を高めるために、自転車通行空間の整備を進めます。 第 2 9 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課） 自転車ヘルメット着用率向上には、着用に向けた機運醸成が重要と考えています。 イベントや講習会等の様々な機会を捉え、警察等とも連携して交通ルールクイズや自転車ヘルメットの展示を行うなど、取組を強化しています。 今後は、自転車利用者へのアンケートなどにより自転車ヘルメットの着用率向上に向けた効果的な取組を行い、また自転車ヘルメット購入補助についても、自転車ヘルメット着用率の推移や他都市の状況等も踏まえ、検討します。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 0 項（経営企画室広域・公民連携・D X推進担当）			
能登半島地震では、地盤の液状化や道路の隆起等により、水道施設の被害による断水が多く発生しました。 本市において発生が危惧される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などの災害時においても、上下水道施設の被害を最小限にとどめ、給水機能を確保するため、耐震化や老朽化した施設の更新を計画的に進めています。 具体的には、特に水道水が必要な指定避難所や病院等の給水機能を早期に再開するため、配水池や水道管路の耐震化を進めています。 また、高度経済成長期を中心に多くの上下水道施設が整備されており、今後、更新時期を迎える施設が増加することから、その対応が大きな課題となっております。そのため、将来を見据え、施設全体を効率的かつ効果的に管理運営することを目的にアセットマネジメント手法を用いて中長期的な視点で事業量を把握し、平準化を図ることで、計画的かつ効率的に施設を更新しています。 これら施設整備を確実に進め、上下水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要と考えています。そのため、堺市が担うべき役割や民間事業者等に委ねるべき業務分担の最適化を図り、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、安全・安心な水道の供給と上下水道施設の適切な維持管理、更なる利用者サービスの向上に取り組めます。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 1 項（中央図書館総務課、学校教育部教育課程課） 本市図書館では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努めています。ご利用いただく方の課題解決を支援するため、引き続き図書館資料の充実に努めます。また、司書の専門性を生かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。 また、各学校において学校図書館機能の充実を図るため、全市立小中学校に週 2 日勤務の学校司書を配置し、研修等を通じて、学校司書の資質向上を図っています。学校司書は司書教諭等と協働し、学校図書館を活用した授業の支援や学校図書館の整備等を行います。例年各校の学校図書館における実情把握を行い、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行っており、それらをふまえ、引き続き適切な配置の検討を行います。 第 3 2 項（教職員人事部教職員人事課、教職員企画課） 教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。 また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 教員が余裕をもって子どもに向き合う時間を確保し、教員にしかできない業務に専念することができる環境の整備を学校園とともに計画的、継続的に推進します。 第 3 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業の運営事業者については、本事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。 また、本事業は、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づき実施しています。 本事業の安定運営を継続するため、今後も関係者の意見を聴取し、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。また、指導員の処遇改善については、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 4 項（学校管理部学校給食課） 学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。なお、令和 5 年度 2 ・ 3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しました。また、令和 6 年度は、物価高騰支援として、令和 6 年度の 1 学期は 1 食当り 2 5 円を支援しており、2 学期以降について 1 食当り 3 0 円を支援するため、今議会に補正予算を上程しています。 多額の公費を伴う学校給食費の無償化に向けて、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。 本市の地場産物については、米、小松菜、玉ねぎ、大根、にんじん、キャベツ等の使用や献立への取り入れなど、学校給食を活用した地産地消を含む食育の推進を図っています。 なお、学校給食では食品衛生法等により安全性が確保された食材を使用しており、物資選定委員会（保護者、学校関係職員、保健所職員で構成）において、安全で良質な食品の購入ができるように食品添加物など不要なものを省いた食材等を選定するようにしています。 第 3 5 項（学校管理部学校給食課） 中学校給食については、生徒が教室で安全に給食を配膳できるように、カバン等を置くロッカーや配膳台を、全員喫食制中学校給食の開始までに設置できるよう順次取り組んでいます。 また、安全で円滑な給食実施に向け、各中学校に対しては令和 5 年度に試行実施した中学校給食のモデル校の検証報告書や、検証を踏まえ作成した堺市中学校給食スタートアップマニュアルを示しました。現在、中学校の教職員に対して、中学校給食の説明会を実施し、教職員と意見交換を行っています。 今後は、給食に関する各種会議で保護者から意見を聴取したり、各中学校において、校内研修やシミュレーションを行ったりするなど全員喫食制中学校給食実施に向けて準備を進めます。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 6 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課） 中学校においては現在、1 年生と 2 年生で独自の加配教員を配置し、3 8 人以下の学級編制を行っており、令和 7 年度以降全学年で 3 8 人以下の学級編制を実施します。 さらなる少人数学級の実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 第 3 7 項（教育センター能力開発課、学校 I C T 化推進室、学校教育部教育課程課） さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があったものと考えていますが、その一方で、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和 2 年度をもって廃止しました。 本事業の目的であった家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒用パソコンにおける I C T 学習支援コンテンツを活用し、児童生徒が自分のペースを大切にしつつ、学習上のつまずきを確認しながら学ぶことができる仕組みを整備し、個々の学びの状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。 また、各学校には、各種学力調査の結果分析から明らかになった児童生徒のつまずきの状況と学習の系統性や I C T 学習支援コンテンツとの関連を示しています。それに基づき、各学校では授業改善の取組の推進や、授業や家庭学習での I C T 学習支援コンテンツの有効活用を図っています。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 8 項（学校教育部生徒指導課、教育センター企画相談課） 不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で見極めを行った上で、個々の状況に応じた支援を検討しています。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、組織的かつ継続的な支援をしています。また、長期の対応が必要となる場合は、段階的な指導の必要性について保護者の理解を得ながら、別室指導や I C T を活用した学習などの実施、また、場合によっては、学校外の教育支援教室やフリースクール等の民間施設など、様々な関係機関と連携して、社会的自立に向けての支援を実施しています。 スクールカウンセラーについては、直近 3 年間で小学校 6 校に追加配置いたしました。スクールソーシャルワーカーについては、近隣大学等への周知や勤務条件の見直し等を行うことで増員に取り組んでいます。 フリースクールにつきましては定義がなく、取組の内容についても個々様々であり、多様な実態があることから、補助金につきましては慎重に検討する必要があると考えています。現在、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設へ通所する際に要する交通費については、負担軽減措置として各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。 第 3 9 項（学校管理部学校施設課）（危機管理室防災課） 教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を整備します。令和 6 年度から設計を進め、令和 7 年度から 5 か年以内に整備工事を完了する予定です。			

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 4 0 項（総務部学校改革推進室）

「学校群」とは、中学校区を構成する小・中学校を 1 つの単位として捉えたもので、急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むため、それぞれの子どもに応じた「個別最適な学び」と異なる考え方が組み合わせよりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、各学校群の状況に応じて学校群マネジメントをいかした「授業の改善」や「カリキュラムの改善」、そのほか各学校群の課題に応じた取組を行うものです。

全学校での「学校群」の実施にあたっては、モデル学校群の取組事例の紹介や留意事項をまとめたものを学校に提示するなど円滑な実施に向け取り組みます。また、保護者や教職員、地域の方々に対しても目的や考え方、実際の取組事例など様々な媒体を通して情報を発信し、周知・理解を図ります。

現在、モデル学校群では、移動しなくても他校の子どもと協働的に学ぶことが可能な ICT を活用した合同遠隔授業や、学校群内を兼務し指導を行う教員の時間割や担当授業時数の調整など、子どもや教員の負担も考慮したうえで、各学校群の創意工夫のもと、効果的な取組を検討、実施しています。また、学校群内の小・中学校での校務の共有や授業準備の分担など、学校群のスケールメリットをいかした教職員の負担軽減の効果も期待され、モデル実施で検証します。

第 4 1 項（学校教育部教育課程課）

大阪府における 2 0 2 5 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験できる機会となり、学校行事として実施することにより、大阪・関西万博に関連した事前や事後の学習も含め、児童生徒が互いに多様な感じ方や意見を交流でき、未来社会についての考えを深めることにつながることから、より多くの学びの機会を確保できると考えております。そのため、各学校に対しては、事業の趣旨をふまえ、まずは学校や学年単位での来場について検討するよう依頼しています。各学校における事情も様々であることから、参加の判断は各学校にて行います。

学校や学年単位で万博会場に来場した場合においては、通常の校外学習等と同様、非常変災や事故等の可能性もふまえて計画を立てる必要があります。避難経路や引率する教員の体制等、十分配慮しなければならないと考えています。今後も、大阪府と連携しながら情報収集に努め、学校と十分に情報を共有します。

番 号	陳情第 1 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 4 2 項（学校教育部学校保健体育課）

生理用品については、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。

第 4 3 項（学校教育部教育課程課、教育センター能力開発課）

令和 6 年度の展示については、鳳中学校（西区）、原山台中学校（南区）で 5 月 2 0 日から 5 月 2 4 日に実施し、堺市教育文化センター（ソフィア・堺）内の教科書センター（中区）、中図書館（中区）、中央図書館（堺区）で 6 月 1 8 日から 7 月 1 2 日に実施する予定です。見本の冊数には上限がありますが、展示方法を工夫することで、今年度は昨年度より 1 会場増やしています。

第 4 4 項（学校教育部教育課程課、総務部総務課）

入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。

また、平成 1 1 年に「国旗及び国歌に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 7 号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。

番 号	陳情第 1 8 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（政策企画部） 2 0 2 5 年大阪・関西万博の開催は、経済、文化、社会等多方面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。現在、2 0 2 5 年の開催に向けて、国や国際博覧会協会、地元自治体である大阪府・大阪市が連携・協力し、安全面に関する対策が講じられるものと認識しています。 また、本市で実施予定の無料招待は、次の世代の堺を担う子どもたちに最先端の技術や様々な文化、価値観を会場で体感いただけるものであり、自らが未来を切り拓く行動のきっかけになることを期待しています。			

番 号	陳情第 1 8 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（人事部人事課）（財政局契約部調達課） 本市では、職員が憲法をはじめ職務上必要な法令を理解し、法令に則して職務を遂行するよう、職員研修やO J Tに取り組んでいます。今後も引き続き職員研修等の充実に努めます。 また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書の中で、日本国の法令遵守を規定しており、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ります。			

番 号	陳情第 1 8 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）（産業振興局産業戦略部産業企画課）			
陳情事項について、まず、公共施設や住宅の修繕における地元工務店、大工への発注の奨励については、本市では、建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件の地域要件を市内事業者に限定した発注を行っています。 次に、小規模事業者登録制度については、本市では、予定価格 2 5 0 万円以下の少額工事・修繕案件の発注については、各局の判断により、登録の際に建設業許可を要件とする建設工事に係る入札参加有資格者名簿からの選定に限定せず、業務委託・役務の提供に係る入札参加有資格者名簿等から、相手方の選定を行っています。そのため、当該制度を導入しなくとも、公共工事における市内中小企業の受注機会の確保という目的を充足することができるものと考えています。 最後に、住宅リフォーム助成制度については、一定の意義はあると考えていますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しています。 今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、地元企業の受注機会の確保に向けた取組を推進します。			
第 9 項（税務部税制課）			
所得税法第 5 6 条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。 青色申告書を提出した場合、所得税法第 5 7 条に基づき、当該事業に従事した同親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。 所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えています。			

番 号	陳情第 18 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 10 項（長寿社会部国民健康保険課） 保険料の減免については、国民健康保険の都道府県化に伴い、令和 6 年度から大阪府国民健康運営方針において定められた府内統一基準に合わせて実施しています。このため、府内統一基準と異なるような減免措置の拡充はできません。 国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。 なお、滞納処分の執行にあたっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。 電話による納付催促などの徴収業務については、公権力の行使に該当するため、民間への委託は実施していませんが、費用対効果の観点から、自主的納付の呼びかけ業務については、民間委託により実施しています。			

番 号	陳情第 18 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 11 項（産業戦略部地域産業課） 本市において小規模事業者は、市内企業の大多数を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しています。 本市では、（公財）堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的支援を行っています。 また、売上が減少した中小企業者に対し、中小企業信用保険法に基づく、セーフティネット保証認定書を発行しています。当該認定書の取得により、融資において有利な条件で借入ができるなど、中小企業者の資金調達面での支援を行っています。 なお、本市では、国の地方創生臨時交付金を活用し、「プレミアム付商品券発行による消費喚起支援事業」を実施しており、物価高騰の影響を受けている小規模事業者や個人事業主等を含む中小事業者の支援を行っています。 今後も市内事業者の状況把握に努め、本市の支援策はもとより、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に取り組めます。			

番 号	陳情第 19 号	所管局	健康福祉局
件 名	国民健康保険について		
第 2 項（長寿社会部国民健康保険課）			
「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成 30 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していましたが、令和 6 年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」こととされています。 本市としては保険料率の抑制に向け、大阪府に対し、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行うなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいます。 加えて、国に対しては、国庫等の公費負担の更なる引上げ等、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう要望しています。			
第 3 項（長寿社会部国民健康保険課）			
本市としては、保険料引き下げの代替施策として現金給付を行うことは考えていませんが、被保険者に対して疾病の予防や早期発見、重症化予防を図ることで、被保険者の健康増進と医療費適正化に努めています。 また、大阪府に対しては、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行っています。 加えて国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行いますので、ご理解をお願いします。			

番 号	陳情第 1 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	国民健康保険について		

第 4 項（長寿社会部国民健康保険課）

平成 3 0 年度に、国の法改正により国民健康保険が都道府県単位化され、大阪府内では受益と負担の公平性の観点から保険料率を統一することとされました。

「府内統一化」については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。さらに、市町村が保険給付に必要な費用は、全額、府から交付されますので、例えば高額な医療費を必要とする加入者がいたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。加えて、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化や府内市町村におけるサービスの標準化が進むことになります。

このことから、大阪府が、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定めた大阪府国民健康保険運営方針を受け、本市として保険料率の統一に関する条例を定めており、今後も引き続き、同運営方針を踏まえた事務の実施に努めます。

番 号	陳情第 2 0 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	6 月 1 2 日
(審査結果) 第 1 項 市議会議員の定数は、地方自治法等において条例で定めるものとされています。 本市議会における議員定数については、これまで本会議等において、議員間でさまざまな議論が行われてきたところで、直近では令和 5 年第 4 回定例会において、議員定数を削減する内容の議員提出議案第 1 5 号「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、審議の結果、令和 5 年 9 月 2 8 日本会議において否決されました。 なお、これまでの議論は、市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただけます。 第 2 項 政務活動費の使途については、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与するため適正な運用に努めています。また、年 4 回、学識経験者から選任された検査員（弁護士、大学准教授の 2 名）による検査及び議会局職員による書類確認により、その使途の透明性及び適正な運用に期しています。 政務活動費の報告については、前年度分の収支報告書、会計帳簿、領収書等貼付用紙及び添付する証拠書類の写しなどの挙証資料等を堺市議会ホームページ及び市政情報センターにおいて市民の皆様への積極的な公開に努めていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第 2 0 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	6 月 1 2 日
(審査結果) 第 3 項 国内各都市への議員及び委員会の視察については、議員及び委員会委員の各自が各都市の行政実情や先進取組事例等を調査視察し、その成果を議会審議に寄与させるとともに市政の発展に反映させ、もって議決機関として議会機能の向上を果たすことを目的に実施しています。 次に、本市議会では、海外各都市への議員の視察については、「堺市議会議員海外調査研究派遣要綱」に基づき派遣しています。当該派遣については、堺市議会会議規則により本会議において審議が行われますので、その必要性について、議会において議論を行った上で派遣を決定することになります。派遣した際には、派遣議員から調査研究報告書を提出することとしており、同報告書は堺市議会ホームページ及び市政情報センター等で公開しています。なお、先の要綱に基づく海外視察については、直近での事例は平成 1 9 年に実施しています。 今後とも、堺市議会ホームページ等を活用し、議会情報の提供をより一層充実していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（行政部行政経営課）（文化観光局観光部観光企画課）（建築都市局都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当） 本市における行財政改革については、令和 3 年度・4 年度を集中改革期間と位置付け、市政全般にわたる改革を推進し、令和 5 年度以降は「持続可能な財政運営に向けた取組」の着実な推進に取り組んでいます。文化・観光の取組としては、外郭団体の市補助金事業のあり方の見直し及び自主財源の確保に努め市補助金の縮減を図ったほか、フェニーチェ堺の指定管理者候補者選定において、競争性を高め、更なる利用者サービスの向上を図るため、指定管理者選定方法を非公募から公募に改めました。また、収入確保に向けた取組として、文化財の保存整備に係るクラウドファンディングやスポーツ施設へのネーミングライツの導入等を行いました。 堺都心部の東西の交通については、ウォーカブルで居心地が良い魅力的な都市空間やバリアフリーな都市空間の実現、生活利便性や回遊性の向上、公共交通の利用促進と脱炭素化、東西交通問題の改善をめざした SMI プロジェクトを進めており、堺駅・堺東駅を結ぶ SMI 都心ラインをはじめ、次世代モビリティ、様々な情報やサービスを包括的に提供する C a a S、都心部と美原を直通急行バスで結ぶ SMI 美原ラインの導入に取り組んでいます。また、SMI 都心ラインについては、市民や関係団体、学識経験者などで構成する SMI 都心ライン等推進協議会を設置しており、多様な主体の意見を聴きながら、事業を進めます。 第 5 項（行政部行政経営課）（I C T イノベーション推進室システム活用担当） 本市においては、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどに対応しながら、効果的・効率的な行政サービスの提供に向け、クラウドサービスをはじめとした I C T の活用など不断の見直しに取り組んでいます。 引き続き、行政サービスの効果的・効率的な提供に向けた見直しに取り組めます。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 6 項（人事部労務課）

地方公務員の給与は、地方公務員法第 2 4 条第 2 項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。

令和 5 年度においては、一般職の職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 3, 9 2 5 円（1. 0 1 %）下回っていたこと及び期末・勤勉手当について職員の年間支給月数が民間企業での年間支給月数を 0. 0 9 月分下回っていたことから、この較差を解消するよう堺市人事委員会より勧告があったため、月例給の引上げ改定を行い、また、期末・勤勉手当の年間支給月数を 4. 4 月から 4. 5 月へ上げました。

今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めます。

第 7 項（人事部人事課）

本市では、これまで、少数精鋭の組織で効率的な行政運営を行っていくため、適正な要員管理の取組を進めてきました。

今後についても、事務事業や組織体制の見直し、I C T 等による業務の効率化、働き方改革などを推進し、行政需要の変化に柔軟に対応できる体制を整えながらも、全体としてスリムで効率的な職員体制の構築に努めます。

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（危機管理課）（健康福祉局保健所保健医療課）（環境局カーボンニュートラル推進部環境政策課） 本市では、夜間や休日について、初動体制の確保を目的として、危機管理当直の体制をとっています。また大雨や台風による気象注警報が発表された場合のほか、震度 4 以上の地震が発生した場合などには、危機管理室をはじめ職員が直ちに参集し対応にあたる体制をとっています。 大規模災害時には、行政の救助や支援が届くまでにどうしても時間がかかります。災害による被害を最小限にするためには、個人や家族だけではなく地域が結束して防災活動を行うことが不可欠です。このため、平常時より自主防災組織などの地域の訓練に積極的に参加し、近所の人と顔見知りになっていただくことが災害時にも有効であることを市民の皆様に啓発しています。 本市ではこれまで、毎年 7 月から 9 月までの間、市民の皆様が外出する際に一時的に涼み休んでいただけるよう、市内の公共施設の一角にクールスポットを設置し、市ホームページで公表しています。改正気候変動適応法によるクーリングシェルターの指定については、現在、設置場所等について調整中であり、決定次第、広く市民の皆様にお知らせさせていただきます。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（市民生活部市民協働課）			
本市では、自治会加入促進の取組として、広報さかいや各区広報紙、ホームページで自治会活動に関する情報や特集記事の掲載、加入促進リーフレットの窓口配布、本庁及び区役所での懸垂幕の掲揚といった各種啓発活動のほか、職員に対して、自治会への加入及び活動への積極的な参加を促しています。 また、堺市自治連合協議会、大阪府宅地建物取引業協会堺市支部、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部及び本市との間で、自治会及び町内会への加入促進に関する協定を締結し、各会員事業者の店舗等において、自治会への加入促進用リーフレットの配布に加え、自治会加入への働きかけにもご協力いただいています。 このほか、自治会加入申請のオンライン対応や開発事業者への働きかけの強化等の取組を実施しています。 引き続き、自治会加入促進に向けた取組や啓発活動を推進します。			
第 1 0 項（堺区役所防災推進室）			
堺区では、若い世代を対象とした防災意識の向上や地域防災活動の担い手育成など、多様な主体が支える防災力強化に向けた取組を実施しています。 令和 5 年度は、小中学生や子育て世代等若い世代が防災に関心・興味を持つきっかけとなるよう「堺区防災キャンプ」や「堺区防災講座」などの開催や、地域防災活動への参画促進及び自主防災組織の強化を図るため、防災士資格取得の促進や防災サポーターの育成に取り組みました。 また、津波注意ライン以西の地域を対象に、標高と避難方向を表示した避難誘導サインを電柱に設置したり、小学校周辺の路面に津波サインを整備したりするなど、災害を日常的に意識でき、災害発生直後の緊急避難を支える取組を進めています。 今後も、区全体の防災意識の向上を図り、安全・安心に暮らせる堺区の実現に向けて取り組みます。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（生活福祉部地域共生推進課、生活援護管理課） 本市では、平成 2 7 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を行っています。生活困窮者の総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、相談支援や、就労支援、家計改善支援を実施し、包括的・継続的な支援を行っています。 なお、様々な支援を受けても、自分の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。その際の最後のセーフティネットとしての生活保護を必要とする可能性はどなたにもあり、生活保護をためらわず利用していただけるよう、引き続き、広く制度の周知に努めたいと考えます。 第 1 2 項（保健所感染症対策課） 高齢者を対象とした带状疱疹予防ワクチンとして使用されている小児用の水痘ワクチン及び乾燥組換え带状疱疹ワクチンにつきましては、国において带状疱疹の疾病負荷、ワクチンの効果を踏まえた定期接種化の検討が継続されていることから、本市では現時点において、同ワクチンに対する公費助成は考えていませんが、今後も国の動向や他市の状況を注視します。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念とした、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のほか、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進しています。 今後も、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援の効果的な推進を図ります。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 4 項（都心未来創造部 S M I プロジェクト推進担当）			
S M I プロジェクトは、ウォーカブルで居心地が良い魅力的な都市空間やバリアフリーな都市空間の実現、生活利便性や回遊性の向上、公共交通の利用促進と脱炭素化、東西交通問題の改善をめざし、堺駅・堺東駅を結ぶ S M I 都心ラインをはじめ、次世代モビリティ、様々な情報やサービスを包括的に提供する C a a S、都心部と美原を直通急行バスで結ぶ S M I 美原ラインの導入に取り組むものです。 なかでも S M I 都心ラインでは、自動運転等の新技術を活用・導入した車両と待合環境の向上に加え、ベンチやテーブル等のパークレット機能や次世代モビリティ結節機能、デジタルサイネージによる情報発信機能も有した乗降場所を一体的に整備することで、公共交通の快適性や利便性の向上、事故リスクの低減により、高齢者や障害者、ベビーカー利用の子育て世代を含めたすべての人が移動しやすいバリアフリー環境の実現をめざします。 また、S M I 都心ラインの取組で得られた知見やノウハウを他の路線にも活かすことで地域公共交通の維持・確保にも寄与すると考えています。			
第 1 5 項（都市計画部都市計画課）			
堺市都市計画マスタープランでは、「すべての人が暮らしやすい、コンパクトで持続可能な都市構造を形成する」をコンセプトの一つとし、各拠点への都市機能の集約とあわせ、人が主役となったウォーカブルな都市空間の形成やスマートシティの推進を図ることにより、市街地における便利で豊かな生活を実現することをめざしています。 これを踏まえ、地域に応じた都市機能の導入や市街地の防災性の向上などに取り組み、すべての人が安心して生活できる環境の整備を進めます。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課） 本市では、ヘルメット着用率向上に向けた啓発活動として、区民まつりなどのイベントや子どもを対象にした交通安全教室、高齢者向け交通安全講習会等の様々な機会を捉えて取り組んでいます。 また、シェアサイクル利用者のヘルメット着用については、事業者とも連携し対策を検討します。 歩道上での自転車通行については、市内各警察署と連携し、歩道上での歩行者優先の交通安全啓発をはじめ、自転車事故多発交差点付近において、自転車利用者に直接、指導を行っています。 引き続き、警察や民間事業者等と連携した啓発活動や交通安全教育の実施、ヘルメット着用率向上など、交通安全啓発に取り組めます。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（サービス推進部事業サービス課、給排水設備課、下水道施設部下水道施設課、経営企画室危機管理・広報広聴担当） 《水道メーターの盗難について》 本市が所有する水道メーターの盗難が発生した場合は、その都度、報道提供を行っています。 報道提供の内容は、入念に事実確認した上で、発生状況や経緯に加え、警察署へのパトロール強化の要請や、公営住宅等の管理者への厳重な盗難対策の要請など、盗難防止対策の実施状況についても公表しています。 また、堺市上下水道局ホームページやSNSでも情報発信し、市民への注意喚起も実施しました。 今後も、水道メーターの盗難などの事案が発生した場合には、正確で迅速な広報を行います。 《水道メーター検針・料金収納等業務委託業者の元従業員による加入金等の着服について》 本事案について、令和 6 年 5 月 1 日に報道提供し、あわせて堺市ホームページに公開しました。その中で要因や経緯、その後の対応方針を記載しました。また、上下水道局内に対策チームを設置し、要因の分析・検証、再発防止策の検討を行いました。検討結果については、堺市上下水道局ホームページで公表しています。 今回の事象を教訓とし、今後このような事案が発生させないよう、本件委託業者に対し、業務従事者への指導・教育及び再発防止策の徹底を強く要請します。また、本市における委託業務の管理体制を強化し、再発防止策の実践状況を監督することで当該委託業務の適正な履行を確保します。 《地質調査業務の入札時における予定価格等の算定誤りについて》 本事案について、令和 6 年 4 月 2 6 日に報道提供し、あわせて堺市ホームページに公開しました。その中で原因や経緯、その後の対応方針を記載しました。 また、上下水道局内に対策チームを設置し、検討結果を堺市上下水道局ホームページで公表しています。 今回の事象を教訓とし、適正な事務執行に向けて、積算誤りを防止するシステム改善、所管部署や契約担当部署による厳格な確認ルールの導入、職員の積算事務能力の向上など、誤りの未然防止とチェック体制の強化を図ります。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
《上下水道局の広報について》 市民に上下水道事業に対する理解を深めていただけるよう、最適な媒体を活用した情報発信を図り、いただいたご意見はサービス向上や業務改善に繋げています。発信する内容は、適正な事務執行についての取組や上下水道事業の経営状況、事業の内容・目的・効果等、局として伝えたい情報と、市民や利用者が知りたい情報に齟齬が生じない広報を今後も進めます。			

番 号	陳情第 2 0 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 8 項（総務部教育政策課）			
本市教育委員会では、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を I C T を積極的に活用しながら育む必要があるとの考えのもと、教育施策を推進しています。また、中学校区を一体的にマネジメントする学校群単位での改革に取り組んでいます。 令和 6 年 3 月には、教職員の意識改革から不祥事根絶をめざし「未来をつくる堺の誇り（P R I D E）－不祥事根絶のために－」を作成しました。本プログラムに基づく取組を継続的に実践することで、本市の教育に対する信頼回復に向けて進み、それぞれの子どもの豊かな未来を育てる教育を実現します。			
第 1 9 項（学校教育部生徒指導課、教育センター企画相談課）			
不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で見極めを行った上で、個々の状況に応じた支援を検討しています。場合によっては、学校外の教育支援教室やフリースクール等の民間施設など、様々な関係機関と連携して、社会的自立に向けての支援を実施しています。また、教育委員会では、堺市不登校支援ネットワーク連絡協議会を設置し、フリースクール等民間施設との情報交換や意見交換を通じて連携を進めています。			

番 号	陳情第 2 1 号
件 名	子ども相談所について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	6 月 1 2 日
(審査結果) 第 1 項 堺市議会では、地方自治法及び堺市議会委員会条例の規定により設置した常任委員会において、議案、請願及び陳情等について審査し、各委員会の所管事務に関する調査活動を行っています。 子ども相談所を所管する健康福祉委員会を始め、委員会で行う視察等の調査活動については、各委員会において委員間で事前協議を重ねた上で、委員の総意でもって委員長が議長に申し出る手続きを踏み、調査活動を行っています。あわせて、これら調査活動を通じて委員会において各委員は所管部署に対し質問等を行うなど、議会審議に寄与させるとともに市政の発展に反映させてまいります。 また、この度、提出された陳情については、陳情書として全議員へ配布しています。 今後も多くの住民の多様な意見を市政に反映することに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども相談所について		
第 2 項（子ども相談所） 受傷原因の早期解明に努め、受傷機転が判然としない場合は、子どもの安全な養育環境をどのように確保していくのかという視点で、その後の方針を判断します。 公文書の公開については、堺市情報公開条例に基づき適切に対応します。 お示しの大阪高等裁判所の判断を含む過去の判例や子ども虐待検証報告書等も参考にして適切に検討します。 第 3 項（子ども相談所） 一時保護については、保護者へ文書で説明したり面接での話合いの内容を共有したりすることで理解を求めるようにしており、2 か月を超えて一時保護を継続する場合は、必ず保護者の意向を確認しています。 また、書面での確認については来年度の司法審査制度の導入に合わせて実施する予定です。 第 4 項（子ども相談所） 面会交流については、子どもが保護者に会う権利と保護者が子どもに会う権利を考慮し、適否について検討し判断すること、面会交流の制限は例外措置であることを前提に、制限する場合は、その理由を明確にし、保護者の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めます。 第 5 項（子ども相談所） 代理人弁護士に対しては、引き続き子どもの最善の利益を第一に考えた助言を求めます。 第 6 項（子ども相談所） 代理人弁護士に作成を依頼する裁判所への申立て書の内容については、引き続き子ども相談所の考えと齟齬がないよう十分に協議します。 第 7 項（子ども相談所） 堺市子ども虐待検証部会からの指摘等を真摯に受け止め、課題や問題点については不断の改善に取り組みます			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども相談所について		
第 8 項（子ども相談所） 子どもの発達段階に応じて必要な安全配慮を行い、細心の注意を払って一時保護中に子どもがけがをすることがないように努めます。			
第 9 項（子ども相談所） 教育委員会や在籍校と協力連携して一時保護中の子どもが適切な教育を受けられるよう子どもの希望を尊重し、その置かれている環境その他の事情を勘案して通学の支援その他の必要な措置に努めます。			
第 1 0 項（子ども相談所） 現在、お示しのような子ども相談所の対応に関する相談窓口を設置する予定はありませんが、一時保護した際に保護者等に対して行政不服審査法に基づき審査請求をすることができること及びその手続きについて説明しています。 また、子どもや保護者の意向が子ども相談所の措置と一致しない事例で、幅広い観点から客観的な意見を求める必要がある場合は、既存の児童措置審査部会等を活用することとしています。 加えて、来年度からは一時保護の手続き等について家庭裁判所が審査を行う司法審査制度が導入されるため、第三者の評価機能が強化されると考えています。			
第 1 1 項（子ども相談所） 来年度から導入される司法審査制度の動向を注視し、円滑に実施できるよう準備を進めます。			

番 号	陳情第 2 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		

第 1 項（障害福祉部障害支援課）

本市では、障害者の高齢化や重度化、介護者の高齢化などが進んでも、障害のある方が住み慣れた地域で生活し続けていただけるように、重要な暮らしの場としてグループホームの整備を進めています。

新たなグループホームを整備するに当たり、事業者負担の軽減を図るため、国庫補助を活用し、工事費等の経費の一部を補助しています。その対象の選定に当たっては、重度障害者を受け入れる事業者を優先しており、日中サービス支援型グループホームもその対象としています。

また、市独自で国庫補助に上乘せし、スプリンクラーや自家発電装置の設置に要する費用への加算を行うことで、重度障害者の方の暮らしの場の確保に努めています。

第 2 項（障害福祉部障害支援課）

大阪府内での日中サービス支援型グループホームの運営実態について今後調査し、情報提供します。

第 3 項（障害福祉部障害支援課）

グループホームの運営に当たっては、事業者と周辺住民との相互理解のもと地域生活を送ることが大切であると考えます。

行政として事業者の開催する説明会に出席することはできませんが、地域における受容について理解を深めることは大切であり、今後啓発の取組を進めます。

また、用途を廃止した公共施設跡地等の市有地については、まず庁内において有効な活用方法を検討した上で、利活用の予定がない場合は、売却、貸付け等の利活用の方針を決定しています。個別にあつ旋は行いませんのでご理解ください。

第 4 項（障害福祉部障害支援課）

本市では、介護の度合いや医療的ケアのニーズが高い重度障害者を受け入れるグループホーム（定員 8 人以上かつ、入居者のうち重度障害者が 5 0 / 1 0 0 以上）について、生活支援員の増員及び看護職員の配置に対して補助を行っており、令和 6 年度は、5 月 1 日時点で 4 事業所に対して交付決定をしています。

現在、補助金の内容の見直しを進めていますが、地域における暮らしの場の機能強化を図るため、その対象は事業所を前提に検討しています。

番 号	陳情第 2 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
第 5 項（障害福祉部障害支援課） 本市においても、入所施設におけるプライバシーへの配慮や日々の生活の安定のための支援の充実は重要であると考えており、今後、市内の入所施設における取組について聞き取りを行い、詳しい状況を把握します。 第 6 項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課） 障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めています。 また、報酬の引き上げを中心とした職員の処遇改善については、国への要望を継続して行っています。 なお、障害福祉の従事者には様々な職種の方がおられ、就労形態も異なるため、個人を対象とした補助の実施は現状では困難と考えています。			

番 号	陳情第 2 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
第 1 項（長寿社会部介護保険課） 行政庁の行為によって、特定の者に対し、義務を課したり、権利を付与したりすることが法的に認められているものが「処分」であり、市町村が行う要介護等認定は介護保険法において「処分」と定められています。このことから、法律に合わせて、堺市介護保険施行規則で、要介護認定・要支援認定等結果通知書等の様式中の記載を「処分」と定めていたものであり、「処分」の記載は違法ではありません。 なお、市民の方に、より分かりやすい表記とするため、令 2 年 4 月 1 日に、堺市介護保険施行規則を改正し、要介護認定・要支援認定等結果通知書等の「処分」の記載を「決定」に変更しています。 第 2 項（障害福祉部障害支援課、障害者更生相談所）（南区役所地域福祉課） 本件訴訟は市職員個人に対して提起されたものですが、市の事務執行上の行為に関する訴訟であるため、当該訴訟の結果について利害関係を有する市が補助参加しています。			

番 号	陳情第 2 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	こころの健康センターについて		
(健康部こころの健康センター) こころの健康センターでは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行っています。 ひきこもり相談においては、ひきこもり対策推進事業実施要領に基づき、利用者のプライバシー保持に十分配慮するとの事項を踏まえ実施しています。 相談状況などを集約、分析した堺市こころの健康センター研究紀要においても、相談者の情報等は匿名に加工したもののみを使用しており、引き続き個人情報の取り扱いに十分配慮の上、事業を実施します。			

番 号	陳情第 2 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	歯科健診について		
第 1 項（健康部健康推進課） 歯周病は全身疾患と関連していることが報告されており、歯周病の発症予防・重症化予防として、かかりつけ歯科医での定期歯科検診の重要性について啓発を行っています。 歯周病の予防・重症化予防の対策としての成人歯科検診の対象年齢については、20、25、30、35、40、50、60、70歳に、またオーラルフレイル予防対策として71～74歳、75歳以上の生活保護受給者に行っています。 かかりつけ歯科医での定期検診の普及啓発と併せ、成人歯科検診の受診勧奨を、広報による啓発や保健センターでの健康教育、保健指導等で行っています。 自己負担額については、受益者負担の適正化の観点から設定していますが、市民税非課税世帯に属する方などについては無料としていますので、併せてご理解をお願いします。 第 2 項（健康部健康推進課） 成人歯科検診の対象の内、71～74歳、75歳以上の生活保護受給者については、歯周疾患に加えて、口腔機能低下に関する検査項目を設けて実施しています。 50歳以降の徐々に機能が低下しやすくなる年齢層については、保健センターでの健康教育等で、口腔機能の大切さや機能の維持・向上について啓発を実施しています。今後も様々な機会をとらえて、口腔機能についての啓発を行います。			

番 号	陳情第 2 5 号	所管局	子ども青少年局
件 名	歯科健診について		
第 3 項（子ども青少年育成部子ども育成課） 乳幼児を対象とした健診や子育てサークルでの歯科健康教育実施時に、口腔機能の発達について説明を行い、保護者の気づく機会になるよう啓発をしています。 今後も保護者が、子どもの口腔機能について関心が高まるよう啓発を継続します。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	市立老人福祉センターの入浴施設について		
(長寿社会部長寿支援課) 老人福祉センターの入浴事業については、利用者の減少や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和 2 年 3 月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」により、令和 6 年度までを目処に事業継続することとしており、この基本指針のとおり、今年度末で入浴事業は終了します。なお、浴場設備の故障等により早期に終了する場合があります。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
第 1 項（保健所感染症対策課） コロナワクチン接種により健康被害が生じた方の救済制度の申請について、堺市新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口にて救済制度の案内や申請の相談支援を行っています。 予防接種の副反応による健康被害救済に対しては、本来国が全国一律の制度によって救済することが望ましいと考えており、支援制度については、他の自治体の実施状況や先進事例を注視します。 第 2 項（保健所感染症対策課） コロナワクチン接種後の副反応が長く続き、不安や心配がある方が、必要な相談や支援につながることは非常に重要です。そのため、本市では、堺市新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口を設置し、看護師が、副反応で不安をお持ちの方に対して精神的なケアを含めた相談対応を行っています。 また、市ホームページのほか接種協力医療機関においてチラシを配布していただく等により周知を図っており、本市の相談窓口に円滑につながるよう、医療機関をはじめとした関係機関と連携し丁寧に対応しています。			

番 号	陳情第 2 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（長寿社会部長寿支援課） 老人福祉センターの入浴事業については、利用者の減少や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和 2 年 3 月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」により、令和 6 年度までを目処に事業継続することとしており、この基本指針のとおり、今年度末で入浴事業は終了します。なお、浴場設備の故障等により早期に終了する場合があります。 第 2 項（健康部健康医療政策課） こども急病診療センターは小児の初期急病に対する診察を行い、併設する堺市立総合医療センターと緊密に連携することで、急な発熱や腹痛など日常の病気に潜む重症症例や、急速な重篤化に対応できる体制をとっています。 また、小児科医の確保が困難な現状において、開設場所を 1 か所とすることで、年間を通じた診療体制を維持することが可能となっていることをご理解いただきますようお願いします。			

番 号	陳情第 2 8 号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（環境事業部環境業務課） 本市では、各戸収集を推進しておりますが、狭あい道路や袋小路、私道等があり収集車両が進入できないため、収集路線の道路上にごみ集積場所を設置・管理していただいている地域もあります。 小型ごみ収集車は、非常に積載量が少ないため、相当の人材・機材が必要となることから困難であると考えています。			

番 号	陳情第 2 8 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（交通部公共交通担当）（建設局土木部土木監理課、道路部道路整備課、サイクルシティ推進部自転車環境整備課） SMI 美原ラインは、堺都心部と美原区などの市域東部を直通急行バスで結び、拠点間の人流活性化を目的に導入に取り組んでいます。 これまでに美原ラインのニーズを把握することができており、今年度は実装を踏まえた運行上の課題や需要喚起策の有効性を把握することなどを目的に試行運行し、過年度の実証実験の結果も踏まえ、検討を進めます。 堺市乗合タクシーの予約締切時間については運行開始当初、乗車の 3 時間前としていましたが、利用者の要望を踏まえて委託事業者と調整し、乗車の 2 時間前とする改善を行っています。現在の乗車の 2 時間前までの予約については、予約を受けてから確実に配車するために必要な時間を考慮し設定していますが、更なる改善が図られるよう新たな予約手法について引き続き検討します。 また、堺市乗合タクシーの利用時間については、買い物や通院などの日常生活を支える移動手段を確保するため現行の設定としています。堺市乗合タクシーは、既存のタクシー事業者に委託して運行しており、使用している車両は通常営業している車両と共用して運用していることから、一般タクシーの利用が集中する時間帯まで運行時間を拡大した場合、運転手・車両の確保や運行コストの増加などの課題があるため、慎重な判断が必要となります。 巡回バスについては、本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」や「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成 2 5 年 6 月末日をもって廃止した経緯があります。 歩道の整備については、歩道が未整備で連続した事業用地が確保できる等の条件が整った交通安全上の対策が必要な道路を対象に事業を進めています。また、用地の取得が困難といった条件の厳しい道路については、交通安全上の対策が必要な道路を対象に水路や道路側溝の暗渠化等により、歩行空間の拡幅を目的とした整備を進めています。 自転車通行環境については、令和 5 年 3 月に策定した「堺市自転車活用推進計画」の自転車ネットワーク計画および整備形態の検討フロー図に基づき整備を進めており、美原区内においても、都市計画道路の整備に併せて自転車の通行空間を整備した事例があります。今後も引き続き、自転車利用者の利便性に加え、自転車及び歩行者の安全性・快適性を高めるために、自転車通行空間の整備を進めます。			

番 号	陳情第 2 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（学校教育部支援教育課） 市立支援学校の狭隘化への対応につきましては、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、本市の教育財産を活用することを中心に検討した結果、可能な限り早く改善するための方策として、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとしました。 第 6 項（学校教育部支援教育課） 令和 8 年度に開設予定の支援学校分校への転校について選択制とした場合には、市立支援学校の狭隘化は解消されず、また、支援学校分校の学年編制が成り立たなくなることも見込まれることから、現時点においては、令和 8 年度に小学部 6 年生又は中学部 3 年生となる児童生徒に限り、学校を選択できることとしたいと考えていますが、今後、分校の教育環境等をお示しし、児童生徒や保護者の皆様の声や思いをお聞きしたいと考えています。 第 7 項（学校教育部教育課程課） 大阪府における 2 0 2 5 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験できる機会となり、学校行事として実施することにより、大阪・関西万博に関連した事前や事後の学習も含め、児童生徒が互いに多様な感じ方や意見を交流でき、未来社会についての考えを深めることにつながることから、より多くの学びの機会を確保できると考えております。そのため、各学校に対しては、事業の趣旨をふまえ、まずは学校や学年単位での来場について検討するよう依頼しています。各学校における事情も様々であることから、参加の判断は各学校にて行います。 学校や学年単位で万博会場に来場した場合においては、通常の校外学習等と同様、非常変災や事故等の可能性もふまえて計画を立てる必要があります。避難経路や引率する教員の体制等、十分配慮しなければならないと考えています。今後も、大阪府と連携しながら情報収集に努め、学校と十分に情報を共有します。			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	文化観光局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
第 1 項（観光部観光推進課） 堺環濠都市北部地区を含む環濠エリアは、類いまれな歴史や文化、環濠の面影を残す水辺空間や、鉄炮鍛冶屋敷など戦災を免れた歴史的建築物が数多く残り、脈々と受け継がれた伝統産業に触れることができる観光誘客の重点エリアの一つです。 引き続き、環濠エリアの魅力発信や建築物活用に努め、さらなる来訪者の誘客を図ります。			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
第 2 項（都市計画部都市景観室）			
環濠エリア北部地区においては、歴史文化資源を生かしたまちなみを再生し、良好なまちなみ形成の推進による堺の魅力向上を図るため、町家の外観修景に要する経費の一部を補助する「まちなみ修景補助制度」などに取り組んできました。 景観規制については、平成 3 0 年の高層マンション計画に対する「堺環濠北部の町なみを考える会」からの要望書の提出を受けて、協働で勉強会を開催するなど取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等により取組が進んでいない状況です。 環濠エリア北部地区における景観形成については、地域の方々の意見を聴きながら進める必要があることから、改めて協議を行います。 本市としても、歴史を紡いだ環濠エリアの新たな価値創造により人々が集うエリアをめざしており、環濠エリア北部地区におけるまちなみ再生に向けては、鉄炮鍛冶屋敷などの歴史的建造物の活用や町家の利活用促進、周遊環境の向上など、当地区における魅力創出に資する取組について文化観光局などの関係部局と連携し、取組を進めます。			

番 号	陳情第 3 0 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
第 1 項（交通部公共交通担当） バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。 バス路線の新設については、経営状況・事業性などを踏まえて事業者が総合的に判断されを考えていますが、現在、人口減少に伴う通勤・通学利用の減少や運転手不足の恒常化に加えて、燃料費高騰等による運行コストの増大、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、バス事業者の経営環境はさらに厳しい状況にあります。 泉ヶ丘から鳳駅へのバス路線の新設については、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社に伝えます。 第 2 項（交通部公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課、子ども育成課） おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において 6 5 歳以上の堺市民の方を対象に 1 乗車 1 0 0 円でご利用できる制度であり、制度趣旨に鑑み、子ども、障害者、妊婦及び生活困窮者は対象としていません。 本市としては、今後とも市内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。 第 3 項（交通部公共交通担当） おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより 1 乗車 1 0 0 円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。 南海バス株式会社においては、「バス乗り継ぎ制度については、元来 1 つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。 本市としては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。			

番 号	陳情第 3 1 号	所管局	上下水道局
件 名	公園の水道施設について		
第 1 項、第 2 項（上下水道局サービス推進部給排水設備課）（建設局公園緑地部公園監理課） 街区公園は主として街区内に居住する人の利用を目的とする公園で、市内に約 1 0 8 0 か所あり、基本的には水道施設を要しない施設です。地域コミュニティ活動など、様々な形でご利用頂けるのは大変有難いことですが、街区公園に公園管理に必要な水道施設を設置することや、そのための補助制度を設けることは困難と考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。			

番 号	陳情第 3 2 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（土木部土木監理課、サイクルシティ推進部自転車企画推進課）（教育委員会事務局 学校管理部学務課） 通学路については、各学校において、年度当初に通学路の点検を実施し、改善が必要な個所がある場合、その都度、平成 2 7 年 1 0 月策定の「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、自治会、教育委員会、道路管理者、所轄警察署等の合同立会のもと対策を検討し、道路状況に応じて対応しています。 なお、年度途中で随時寄せられる要望についても、同プログラムに基づき、関係機関等が連携して対策を検討し、道路状況に応じて対応しています。 今回ご要望いただいております「榎元町通路」の交通規制につきましては、大阪府公安委員会が実施するもので、最寄りの警察署に相談していただく案件ではありますが、本市としましても、ご要望を堺警察署に情報共有します。 引き続き、本市・警察・地元自治会など関係機関が連携し、通学路の安全確保に努めます。			

番 号	陳情第 3 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームの活動場所の確保については、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としています。 榎小学校のびのびルームにおける活動場所は専用教室 2 室のほか、学校の協力のもと、共用教室として普通教室タイプ 1 室、理科室、家庭科室及び図書室を確保しています。また、これらの活動場所を確保していることで国の面積基準を満たしていること、また、学校敷地が狭隘なことからも、現時点では専用棟建設の計画はありませんので、ご理解ください。			

番 号	陳情第 3 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 1 項（学校教育部支援教育課） 令和 8 年度に開設予定の支援学校分校への転校について選択制とした場合には、市立支援学校の狭隘化は解消されず、また、支援学校分校の学年編制が成り立たなくなることも見込まれることから、現時点においては、令和 8 年度に小学部 6 年生又は中学部 3 年生となる児童生徒に限り、学校を選択できることとしたいと考えていますが、今後、分校の教育環境等をお示しし、児童生徒や保護者の皆様の声や思いをお聞きしたいと考えています。 第 2 項（学校教育部支援教育課） 市立支援学校の狭隘化への対応につきましては、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、本市の教育財産を活用することを中心に検討した結果、可能な限り早く改善するための方策として、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとしました。また、令和 8 年度に開設予定の支援学校分校には、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校と同様に小学部及び中学部を設置します。特別支援学校高等部への進学につきましては、両支援学校に対し進路指導に関する情報提供及び指導を行っており、引き続き生徒の進学が円滑に行われるように取り組みます。 第 3 項（学校教育部支援教育課） 市立支援学校につきましては、児童生徒数の増加に伴い、これまで特別教室の普通教室への転用や教職員の配置拡充などにより対応してきましたが、狭隘化解消及び教育環境の改善に向けては、支援学校分校を設置することが早急な対応を行う上で最善の方法であると考えています。支援学校分校開設までの間は、市立支援学校の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように引き続き取り組みます。			

番 号	陳情第 3 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 1 項（１）（学校教育部支援教育課） 市立支援学校の狭隘化への対応につきましては、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、本市の教育財産を活用することを中心に検討した結果、可能な限り早く改善するための方策として、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとしました。支援学校分校において特別支援学級と特別支援学校の間程度の教育をすることにつきましては、柔軟な対応が難しいところもありますが、現在、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる、よりよい教育環境となるよう準備を進めています。 第 1 項（２）（学校教育部支援教育課） 令和 8 年度に開設予定の支援学校分校への転校について選択制とした場合には、市立支援学校の狭隘化は解消されず、また、支援学校分校の学年編制が成り立たなくなることも見込まれることから、現時点においては、令和 8 年度に小学部 6 年生又は中学部 3 年生となる児童生徒に限り、学校を選択できることとしたいと考えていますが、今後、速やかに分校の教育環境等をお示しし、児童生徒や保護者の皆様の声や思いをお聞きしたいと考えています。 支援学校分校への転校による放課後等デイサービスの利用につきましては、今後、関係部局と情報を共有した上で、個別対応をさせていただく必要があると考えています。 第 1 項（３）（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課） 支援学校分校の施設や設備につきましては、教育委員会事務局の職員並びに宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教職員で構成する準備委員会で検討中であり、今後、児童生徒や保護者の皆様に詳細をお示しできるようにしたいと考えています。 第 1 項（４）（学校教育部支援教育課） 他自治体視察に係る情報につきましては、準備委員会において宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教職員に説明しています。今後、児童生徒や保護者の皆様に詳細をお示しできるようにしたいと考えています。また、今後の視察につきましては、準備委員会において検討したいと考えています。			

番 号	陳情第 3 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 2 項（１）（学校教育部支援教育課） 陵南中学校の空き教室の授業における利用につきましては、児童生徒の移動距離や運用面等で課題があり、困難と考えますが、倉庫としての使用につきましては検討します。 第 2 項（２）（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課） 百舌鳥支援学校につきましては、これまでトイレや外壁などの改修工事を実施しており、今後も必要な改修工事を実施する予定です。百舌鳥支援学校を含む市立支援学校の在り方につきましては、児童生徒数の推移を見極めた上で検討したいと考えています。			

番 号	陳情第 3 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	市立小中学校の校区について		
(学校管理部学務課) 本市における通学区域については、地域のコミュニティを中心にそれぞれの地理的状況や、地域社会がつくられてきた経緯、地域の実態なども踏まえた上で設定していることから、現時点において学校選択制の導入の予定はありません。 また、本市では児童生徒の通学路の安全を確保するため、「堺市通学路交通安全プログラム」を設けており、関係機関が連携し必要に応じて対策を実施しています。なお、安全対策の取組状況は堺市ホームページで公表しています。			

番 号	陳情第 3 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

指導員の追加配置については、ルームの状況を熟知している運営事業者が、本市に申請し、配置するものとしています。

ただし、現在、運営事業者による指導員確保が困難な実情を踏まえ、配置を義務付けることは困難と考えていることから、仕様書の変更は予定していません。

第 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

令和 4 年度に実施した総合評価一般競争入札における、経験や役職に応じた処遇改善や賃上げを行う計画・取組の提案については、運営事業者へのヒアリングにより履行状況を確認しています。

ただし、本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用条件等については、受託した運営事業者の裁量事項であるため、運営事業者間の調整等を行う権限は本市にありません。

第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

常勤の放課後児童支援員の複数配置を委託業務に係る仕様書に規定することについて、雇用主である運営事業者へのヒアリングにより意向を把握します。

なお、国から補助金が交付される一方、本市も一部負担することになるため、その費用対効果を精査する必要があると考えています。

第 4 項（地域教育支援部放課後子ども支援課、学校管理部学校施設課）

活動場所の確保については、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としています。また、国においても、学校施設の活用を推し進めてきたところ、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、特別教室等のタイムシェアも積極的に検討する必要があると示しています。

新たな専用教室の確保については、三国丘小学校のびのびルームの専用棟の新設に向け、本年度当初予算に設計費を計上しています。

学校のトイレについては、平成 2 9 年度から計画的に洋式化を含めた改修工事を順次進めています。

番 号	陳情第 3 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 5 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 大阪府や民間団体から放課後児童健全育成事業等の従事者を対象とした研修の案内があった際は、運営事業者を通じて、各ルームの補助員を含む全指導員に周知を行っています。 また、本市においては、業務運営に必要であると考え分野の研修については業務仕様書で規定し、各運営事業者において研修を実施しており、指導員のスキル向上を図っています。 第 6 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市放課後児童対策等事業の運営については、民間事業者を活用し、本事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。 また、総合評価一般競争入札において、提出書類として定めていた「技術提案書」の公開については、堺市情報公開条例に基づき公文書公開請求をしていただく必要があります。 なお、のびのびルームの運営は、仕様書及び運営事業者の提案内容に基づき実施しており、本市として、運営協議会の設置は予定していません。			

令和 6 年 第 2 回市議会(定例会)陳情回答綴

令和 6 年 6 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-24-0044
